

令和4年度広島支部事業計画（案） の前年度からの変更点について

令和4年度 事業計画（広島支部）（案）

<p><u>令和4年度支部事業計画の基本方針</u></p>	<p><u>（1）保険者機能の最大限の発揮を通じ、「支部保険料率を全国平均以下とする」ことを使命とした事業運営を推進する。</u></p> <p><u>（2）基盤的保険者機能の盤石化に向け、基本業務の効率化・簡素化を徹底するとともに、加入者の皆様の各種手続きや現金給付等を迅速かつ適正に実施し、更なるサービス向上に努める。</u></p> <p><u>（3）戦略的保険者機能を確実に発揮するため、「Ⅰ. 健康経営の推進」、「Ⅱ. 健康づくりの好循環の浸透」及び「Ⅲ. ジェネリック医薬品の使用促進」を3本柱とした事業を積極的に展開し、加入者の皆様の健康度向上と医療費適正化を図る。</u></p>
--------------------------------	--

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>●適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。</p> <p>(1) サービス水準の向上</p> <p><u>・✓加入者目線に立った分かりやすい丁寧な説明を行うとともに、</u>加入者等から寄せられた「お客様の声」やお客様満足度調査等<u>も</u>を活用し、サービス水準向上に努める。</p> <p>① サービススタンダードの完全実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 <p>■KPI:サービススタンダードの達成状況を100%とする。</p> <p>② 申請書の郵送化率向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口相談、電話相談の際に、来所いただかなくても郵送により申請書の受付ができることを積極的にご案内する。 ・研修会、メールマガジン等を活用し、郵送による提出を促進するための広報を実施する。 <p>■KPI:現金給付等の申請に係る郵送化率を<u>95.5%94.7%</u>以上とする。</p> <p>③ 高額療養費の未請求者に対する申請促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費未請求者に対する申請の促進を継続して実施し、請求漏れを防止する。 <p>(2) 業務改革の推進に向けた取組</p> <p><u>・✓現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により業務の生産性の向上を目指す。</u></p> <p><u>・職員意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。</u></p> <p><u>【困難度：高】</u></p> <p><u>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</u></p>

(3) 給付の適正化の推進

① 現金給付の適正化の推進

- ・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化 PT の議論を経て事業主への立入検査や申請者本人への実地調査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。
- ・給付金と年金や労災給付等との併給調整については、取得した情報を踏まえ迅速・確実に実施する。

② 柔道整復施術療養費の照会業務等の実施強化

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。また、不正または著しい不当事案には、厚生局に情報提供を行うとともに、逐次対応状況を確認し適正化を図る。行う。
 - ・柔道整復療養費面接確認委員会を活用し、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診等、疑義のある受診に対する審査を強化する。
- KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。

③ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度導入により、文書による医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

(4) 限度額適用認定証の利用促進

- ・✓事業主や健康保険委員へのメルマガ、チラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。

(5) 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・✓被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。
 - ・✓事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、全ての未提出事業所について、早期に郵送や電話による勧奨を実施する。
 - ・✓未送達事業所への電話確認等により所在地調査を行い、未送達の解消を図る。
- KPI: 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.4%~~92.7%~~以上とする。

(6) オンライン資格確認の実施拡大

- ・オンライン資格確認の実施拡大のため、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

(7)-(6) 効果的なレセプト点検の推進

- ・レセプト内容点検行動計画に基づき、点検員の個別傾向を分析し、実績向上につながる指導をおこなう。システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検により査定率（※）の向上を図る。
- ・講習会など勉強の機会を作り、併せて点検員相互に学びあえる環境を整備することで審査スキルの向上を図る。点検員に対し、外部講師による講習会・近隣支部との合同学習会などを開催し、点検スキルを向上させる。
- ・以上の取組みにシステムを活用した効率的な点検を進めることで査定率（※）を前年度以上とする。
- ・第三者行為表示のあるレセプト並びに第三者行為、労働災害、通勤災害の疑いのある外傷性のレセプトについては負傷原因照会を実施し、確実な求償業務を実施する。

(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

- KPI：・社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする。
- ・協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。【新設】

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

（※）電子レセプトの普及率は98.8%（2020年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

(8)-(7) 返納金債権の発生防止のための早期の保険証回収

- ・日本年金機構の資格喪失処理後 2週間以内に、保険証未回収者に対して速やかに文書による返納催告を実施するとともに、ほか、未回収者へは保険証回収不能届を活用した電話催告を行う。
- ・無資格受診による債権発生件数が多い事業所等に対し、資格喪失届への保険証添付及び早期返納の徹底に関する要請文書などを中心に保険証回収協力要請文書や啓発チラシを適時発送する。
- ・外国人加入者向けの多言語の保険証適正使用チラシを事業所などに配布し、適正な利用と退職時の返却について広報する。

■KPI:日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。

(9) (8) 債権管理回収業務の推進

- ・~~✓~~回収率向上のため、債権管理回収計画に基づく通常催告のほか、債権額や債務者の個々の状況を踏まえ、通常催告のほか、訪問や電話、弁護士による催告を早期に実施するなど臨機応変に実施する。な催告を行う。
- ・催告を尽くしても支払いに応じないケースについては、法的手続きを積極的に活用する。
- ・~~✓~~健康保険組合や共済組合等との連絡を積極的に行い、保険者間調整の対象を拡大する。ほか、法的手続きを積極的に活用することで回収率の向上を図る。

【困難度：高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

（※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

（※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

■KPI:返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）の回収率を対前年度以上とする。

2. 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 健康経営を通じた加入者の健康度の向上
- II 医療等の質や効率性の向上
- III 医療費等の適正化

(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

・~~✓~~「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。なお、「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。6か年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取組に対する中間評価を踏まえ、PDCAサイクルに沿って、令和3年度からの取組の実効性を高める。

① 健康に関する情報提供等を通じた事業所のヘルスリテラシーの向上

- ・疾病予防や運動講座等多種類の健康づくり講座を訪問、またはオンラインにより実施し、事業所全体で健康づくりに取組む意識を向上させる。~~また、若年期（35歳未満）を対象とした健康講座を実施するなどポピュレーションアプローチの拡充を図る。~~
- ・事業所単位で検診車による健診を受診した際、すべての受診者一人ひとりに対して、受診後の健康相談（生活習慣のアドバイス等）を実施することで事業所全体のヘルスリテラシー向上を図り、健康経営推進の機運を高める。
- ・保険者として、事業所に健康づくり講座を実施することに加え、広島産業保健総合支援センター等を案内することによりメンタルヘルス予防対策をサポートする。
- ・事業所の健康課題を分析したレポートを作成し、事業所に疾病を発症したときの重大な職場への影響や、労働生産性の低下に影響が大きいといわれる生活習慣（特に睡眠、食事、運動）に関する情報を提供し、事業主及び加入者に健康づくりの意識改善を促す。

② コラボヘルス（健康経営）の推進による「健康づくりの好循環」の浸透構築に向けたコラボヘルスの推進

i) 「ひろしま企業健康宣言」エントリー数の拡大

- ・健康経営の普及促進を図るため、事業所ごとの健康度が見える化した「ヘルスケア通信簿」を活用して、事業所の健康課題の理解促進を図るとともに、インターネット上で健康経営に関する動画の紹介のほか、広島県や経済団体等と連携した健康経営セミナーを実施する。
- ・新規エントリー数を拡大させるため、支部職員や協力事業所（生命保険会社、損害保険会社）等によるエントリー勧奨（文書、電話、訪問）を実施する。

・広島県と連携し、健康経営の実践事業所への顕彰として県知事表彰を実施することで、企業や社員のモチベーションを高めるとともに、広島県全体の取組へと拡大させる。

■KPI: 健康宣言事業所数を 2,800 事業所 1,800 事業所以上とする。【新設】

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

ii) ひろしま企業健康宣言エントリー事業所へのフォローアップ

・エントリー事業所に対するサポートの一環として、季刊誌「い・ろ・か（ひろしま企業健康宣言通信）」を発行することを通して、宣言内容を確実に実践するための動機付けを行う。

・健康経営の実践に対する全般的な質の確保を求めていくため、健康経営の取組状況に係るチェックシート（振り返り用）に基づき、認定基準を充足した事業所を「健康づくり優良事業所」として認定を行う。

・経済産業省・日本健康会議が推進する「健康経営優良法人認定制度」の周知や、申請のサポートを行うことにより、広島県内の健康経営優良法人認定事業所数の増加を図る。

・健康宣言について、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何をおこなうか）の観点から、必須の宣言項目を検討し、標準化を図る。

iii) 健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大

・健康保険委員に役立つ内容を盛り込んだ「健康保険委員研修会」の開催に加え、健康保険委員向けの広報（情報提供）として広報誌「健康保険委員だより」、広島支部ホームページ内の健康保険委員向けサイト等の充実による健康保険委員の活動強化を通じて、健康づくり事業等の更なるさらなる推進を図る。

■KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 63.5%57.6%以上とする。

iv) 「健康づくりの好循環」の定着及び拡大普及

・「健康づくりの好循環」が、健康寿命の延伸や医療費適正化、ひいては保険料率上昇の抑制につながることを、ポスター、チラシを作成し、より多くの事業所等に配布することで定着、拡大を図る。広報やセミナー等の機会を利用して普及させていく。

③ 特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上

i) 生活習慣病予防健診の実施率の向上

・健診機関では新型コロナウイルス対策により受入れ人数に制約があること等も踏まえ、希望者が受診出来ないことがな

いよう、受入可能数の少ない地域を中心に新規健診機関の増加を図る。また、健診実施機関においては、新型コロナウイルス等の感染症予防策を十分に講じることに加え、加入者に対しては、安心して受診できる体制であることの広報にも努める。

・ インセンティブ（報奨金）を付与する仕組みを活用し、検診車を保有する健診機関が県内各地域で集団健診等を行うことにより、新規受診者増加を促す取組みを実施する。

・ 既存の健診機関には、インセンティブ（報奨金）を付与する仕組みを活用して実施者数増加を促す取組みを引続き実施する。

・ 生活習慣病予防健診を未利用健診の受診率が低い事業所には、広島県や健診機関と連携して訪問や電話による受診勧奨により健診の重要性を啓発し、を行うほか、事業者健診を受診している事業所には労働局などの関係機関と連名で生活習慣病予防健診への切り替えを促す文書勧奨等を実施する。

■ KPI: 生活習慣病予防健診実施率を 58.6%55.5%以上とする。(実施対象者数: 433,267人440,598人)

ii) 事業者健診データの取得促進

・ 生活習慣病予防健診を利用していない事業所には、労働安全衛生法に基づき行われた事業者健診データ（定期健康診断の結果）の提供に関する同意書を提出いただくよう、健診機関や外部委託などを活用して働きかける。

・ 提供された同意書が確実に健診データの取得に結び付くよう、データ提供契約健診機関に対し迅速なデータ提供依頼を実施するとともに、データ提供契約のない健診機関との契約を積極的に進めるための体制を強化する。

・ 事業者健診データ取得に係る新たな提供・運用スキームの普及に向け、関係団体等に対し周知・協力要請を行う。

■ KPI: 事業者健診データ取得率を 10.5%9.8%以上とする。(実施対象者数: 433,267人440,598人)

iii) 被扶養者の特定健診実施率の向上

・ 被扶養者（ご家族）の方が特定健診を受診しやすいよう、商業施設での集団健診や自治体のがん検診との同時実施などの受診機会と利便性向上策のさらなる強化により、実施者数の増加を図る。また、健診実施機関においては、新型コロナウイルス等の感染症予防策を十分に講じることに加え、加入者に対しては、安心して受診できる体制であることの広報にも努める。

・ 過去に健診受診歴がない、もしくは定期的に受診していない対象者に対しては、過去の受診状況等に応じてナッジ理論を活用したダイレクトメールによる受診勧奨を実施するほか、自己負担のないオプション検査（骨密度、血管年齢、肌年齢測定など）を用意するなどして受診への動機づけを図る。

・ スムーズな健診予約および利便性向上を目的として、被扶養者の居住地域周辺で行われる集団健診や健診施設の予約状況を可視化したWEBサービスを引続き提供するとともに、インターネット申込みが可能な健診機関を拡大し、加入者サービスの向上を図る。

■ KPI: 被扶養者の特定健診実施率を 35.0%34.6%以上とする。(実施対象者数: 113,791人123,985人)

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者

の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

④ 特定保健指導の実施率の向上

- ・より多くの対象者に対して生活習慣病の予防・改善を図るため、外部委託（保健指導専門機関）の活用拡大をさらに進めることで、県内在住者はもとより県外在住者についても幅広く利用勧奨を行い、実施者数の増加を図る。
- ・コロナ禍での感染拡大防止対策の1つとして、協会保健師等によるWEB会議システムを活用した特定保健指導（遠隔面談）を積極的に実施することで、感染への不安に起因した利用低下を最小限にとどめる。
- ・外部委託機関（特定保健指導業務を委託している健診機関）に対して、インセンティブ（報奨金）を付与する仕組みを活用して実施者数増加を促す取組を引続き実施する。
- ・対象者の利便性向上の観点から、健診と特定保健指導（初回面談）が同一日に利用できる機会の拡大を進める。同日実施が可能な委託機関（健診機関）の更なる増加と事業所から当日実施にかかる同意書を取得し、委託機関への情報提供を推進することで、実施者数の増加を図る。

・委託機関による健診当日の全員健康相談の実施を推進し、特定保健指導の実施者数増加につなげる。

■KPI:①・被保険者の特定保健指導実施率を 32.9%26.9%以上とする。（実施対象者数：61,374人58,118人）

②・被扶養者の特定保健指導実施率を 19.2%13.3%以上とする。（実施対象者数：3,744人3,689人）

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

⑤ 重症化予防対策の推進

i) 未治療者に対する受診勧奨

- ・健診の結果、血糖・血圧・LDLコレステロール値について治療が必要と判断された方を確実に医療に繋げるために、受診した健診機関において、健診当日の面談や健診後の文書送付等、受診後早期からの受診勧奨を行うからの結果通知に紹介状等を併せて送付する取組を実施する。
- ・さらに、健診受診から3か月以内の医療機関受診が確認できない方には文書による受診勧奨を行うことに加え、その中でも健診結果がより重症域にある方や、検査結果の異常値が重複している方を優先して、については、個別に電話等に

よる受診勧奨を実施することで、高血圧や糖尿病等の生活習慣病の重症化を予防する。

■KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.4%~~11.9%~~以上とする。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

ii) 生活習慣病（糖尿病、高血圧等）及び糖尿病性腎症の治療中断者に対する受診勧奨

- ・これまで糖尿病治療を受けていたにも関わらず、何らかの理由で治療を中断した結果、病状が悪化してしまうことを防ぐため、対象者に対して早期に治療再開を促す取組を実施し、生活習慣病糖尿病および糖尿病性腎症の重症化を予防する。

(2) 効果的な広報活動や健康保険委員等を通じた加入者等の理解度向上理解推進

- ・✓健康保険制度や健康に関する情報を加入者に広く知ってもらうため、健康保険委員等を通じて、本部で作成した広報資料を活用しつつ、令和2年度の理解度調査結果に基づく効果的な広報を検討する。広島支部マスコットキャラクター「健康いろは」「健康かえで」を活用した分かりやすい広報を行う。
- ・✓新聞等マスメディア、また SNS 等を活用した広報により、健康経営やジェネリック医薬品の使用促進等の周知と加入者の行動変容を図る。
- ・✓支部職員による事業所訪問時の登録勧奨や各種広報の実施により、協会の事業や健康づくり情報等をダイレクトに加入者等に発信できるメールマガジンの登録者数の拡大を図る。
- ・インセンティブ制度について、加入者及び事業主に仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。

【重要度：高】

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『日本再興戦略』改訂2015や『未来投資戦略2017』において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

- ・地域医療並びに医療制度を守る観点から、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・✓広島県をはじめ、広島県薬剤師会等の関係機関への働きかけや、関係機関と連携したジェネリック医薬品の使用促進に資する広報等の実施を通じて、広島県全体のジェネリック医薬品の使用割合の向上を図る。

〈医療提供者等への働きかけ〉

- ・医療提供者から加入者への使用促進のアプローチ強化を図るため、ジェネリック医薬品使用状況のお知らせを送付し、自機関の特徴を把握してもらうほか、広島県、広島県薬剤師会と連携した取組の実施開催する薬局向けセミナーを通じて、薬局からおよび加入者へのジェネリック医薬品の使用に関する働きかけの強化を図る。使用への機運を高める。また、薬局向けおよび加入者向けの動画作成・配信についても検討を進める。
- ・ジェネリック医薬品の使用促進への感謝と敬意を称するため、広島県薬剤師会と共同で、ジェネリック医薬品の使用について、広島県薬剤師会と共同で、ジェネリック医薬品の調剤割合が高い保険薬局を「ジェネリック医薬品取扱い優良薬局」として認定するとともに、調剤割合の上昇が顕著である保険薬局については、表彰を行う。割合が高い薬局の認定・表彰を行う。

〈加入者・事業主等への働きかけ〉

- ・ジェネリック医薬品を自ら希望する加入者を増加させるため、サンフレッチェ広島の協力のもと、ジェネリック医薬品希望シールの作成・配布による啓発を行うほか、事業所（被保険者数10名以上）ごとのジェネリック医薬品使用割合の通知やジェネリック医薬品軽減額通知送付後の未切替者へ再勧奨文書の通知を行うことで事業主事業者や加入者への周知と動機付けを図る。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

- KPI:ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で80.0%79.1%以上とする。 ※医科、DPC、歯科、調剤

(4) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信

- ・地域医療構想調整会議への参加を継続する。その際、地域医療を見える化したデータベース等を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。
- ・現役世代に求められる負担の上昇を抑えながら、持続可能な医療保険制度を構築するために、関係団体と連携した意見発信の実施に向けた調整を行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

- KPI:効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

3. 組織・運営体制関係

●基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするための組織基盤の強化を図る。

(1) 職員の意識改革及びコミュニケーションの強化

- ・✓協会の「基本使命」「行動規範」を常に意識した行動を実践する組織風土の更なる醸成を図る。
- ・✓スムーズな業務運営を行うため、「オアシス運動」「報告・連絡・相談」をはじめとしたコミュニケーションの活性化を図る。
- ・職員全員が自身の役割定義を理解し、PDCAを意識した業務の遂行並びに部下への適切な指導を行う意識改革により、支部の活性化を図る。

(2) OJT を中心とした人材育成

- ・✓OJT を中心とした育成とに効果的な研修の実施を通じて組み合わせることで、組織基盤の底上げを図る。
- ・✓支部職員全員が原則年1回以上の事業所訪問を経験し、の経験を通じて営業力等個人スキルの向上を図るとともに、部下に対する指導に重点を置き、組織力等の強化を図る。

(3) 的確な財政運営

- ・✓中長期的には樂觀視できない協会の財政状況等について、加入者や事業主に対して理解いただくための十分な情報発信を行う。
- ・✓加入者サービスの水準を維持しつつ、費用対効果を踏まえたコスト削減を行う。
- ・✓調達における競争性を高めるため、参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備の上、一者応札案件の減少に努める。
- KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が4件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする。

【重要度：高】

協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。

【困難度：高】

協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も樂觀を許さない状況である。このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

(4) コンプライアンスの徹底の浸透

- ~~・✓法令等規律をはじめ、倫理や社会的規範、社内ルールを遵守させるため、目的や課題をもった効果的で有意義な職員研修等を実施し、職員一人ひとりへの理解促進を図る。の遵守（コンプライアンス）の実践を目指し、職員研修等を通じた職員一人ひとりへの理解促進を図る。~~

(5) 各種リスク管理の徹底

- ~~✓有事には、万全な対応ができるよう、平時から危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。~~
- ~~・✓事務処理誤り、誤送付等による個人情報漏洩を起こさないよう、各種委員会が積極的な取組を行うほか、ヒヤリ・ハット事例の共有等を通じた予防、またリスク管理に係る対策の実施状況の確認を徹底する。~~

~~-(6) 盤石な事務処理体制の確立~~

- ~~✓戦略的保険者機能の取組みを強化するため、職員の多能化および生産性向上により事務処理体制を盤石なものとする。~~
- ~~✓業務の効率化、生産性の向上などのマネジメントを強化し、「組織としての機能発揮」をより強固なものとする。~~

